

一覧は、第2部10.「全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧」を参照)。

(3) 民間被害者支援団体の相談員への委嘱

警察において、民間被害者支援団体で被害者からの電話相談、面接相談等に従事するボランティアの人々に対し、「民間被害者相談員」として相談業務の従事を委嘱している(民間の犯罪被害者相談員に対する委嘱(国庫補助金)：平成17年度 55百万円、平成18年度 93百万円)。

(4) 民間被害者支援団体等との連携

警察において、被害者支援活動を行うことを目的に設立された民間被害者支援団体と密接に連携し、きめ細かく、被害者のニーズに対応しており、特に、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定された民間被害者支援団体には、被害者の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供し、連携を強化して被害者支援に当たっている。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

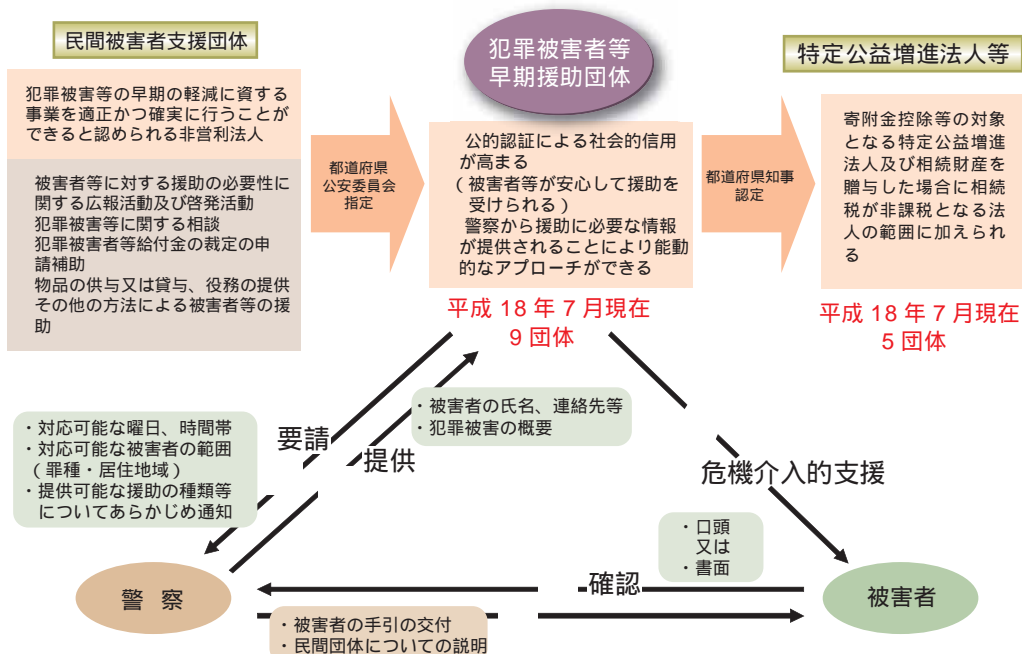
(5) 民間の団体への支援の充実

警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていくこととされた。

警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣等の支援に努めているほか、民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費(国費)、民間被害者支援団体に対する広報啓発業務の委託に要する経費(国費補助金)を平成18年度から新たに措置している。

厚生労働省において、平成16年度より、都道府県が実施する配偶者からの暴力被害者等の相談を直接受ける職員に対する専門研修に

警察と犯罪被害者等早期援助団体



出典：内閣府犯罪被害者等施策ホームページ（第5回「民間団体への援助に関する検討会」警察庁資料）